

家賃補助

住居確保給付金のしおり



離職、自営業の廃止又はやむを得ない休業等により
収入が減少し、住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

も く じ

- 住居確保給付金について 1
- 住居確保給付金の対象者 2
- 住居確保給付金の申請に必要な書類 3
- 家賃以外の費用（住宅初期費用、生活費等）が必要な方 4
- 住居確保給付金申請から支給決定まで 5～7
- 住居確保給付金受給中の義務 7～8

- 一定の条件を満たせば延長・再延長が可能です 9～11
- 支給額を変更できる場合があります
- 住居確保給付金を中断する場合
- 住居確保給付金を中止する場合
- 住居確保給付金を徴収する場合
- 住居確保給付金を再支給する場合

住居確保給付金について

離職、廃業後 2 年以内の方、または、やむを得ない休業（個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少）により離職・廃業と同程度の状況にある方で、住まいを喪失するか、喪失のおそれのある方に、家賃を助成し、就労機会等の確保に向け支援を行うとともに家賃を助成します。

■支給額

下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く）を支給します。上限を超えた金額は申請者の自己負担となります。ただし、申請する月の世帯の収入が一定額以上の場合は、②の計算式により算出した額で一部支給となります（100 円未満切上）

① 世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	支給限度額
単身世帯	39,000 円
2 人世帯	47,000 円
3～5 人世帯	51,000 円

② 収入が一定額以上の場合の計算式は、世帯人数に応じ次の表のとおり（※ただし①が上限）。

世帯人数	支給額
単身世帯	支給額 = 実際の家賃額 - (月収 - 92,000 円)
2 人世帯	支給額 = 実際の家賃額 - (月収 - 139,000 円)
3 人世帯	支給額 = 実際の家賃額 - (月収 - 172,000 円)
4 人世帯	支給額 = 実際の家賃額 - (月収 - 214,000 円)
5 人世帯	支給額 = 実際の家賃額 - (月収 - 255,000 円)

※収入とは以下 a～d 等をいいます。

- a 給与収入の場合は、社会保険料等の天引き前の総支給額（交通費は除く）
- b 自営業等の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後額）
- c 各種年金等（特定の用途・目的のために支給される手当は収入対象外です）
- d 親族等からの継続的な仕送り、定期的な借入れ金等

■支給期間

原則 3 か月間（一定の要件により 3 か月の延長・再延長が可能。最長 9 か月）

■支給方法

住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込みます。

住居確保給付金の対象者

下記すべての項目に該当する方

1. 申請時に離職、廃業後 2 年以内（ただし当該期間にやむをえない事情があり 30 日以上求職活動を行うことが困難であった場合はその日数を加算することができる）の方、または、やむを得ない事情により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況である方
2. 離職、廃業、減収等による減収前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方（世帯主）、または離職、廃業、休業等による減収前は世帯主ではなかったが、離婚等により申請時には世帯主である方
3. 離職等により、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方
4. 申請を行う月に、申請者および申請者と生計を一とする人の収入見込額の合計が、次の金額以下であること

単身世帯	92,000 円に家賃額（ただし 39,000 円が上限）を加算した額未満
2 人世帯	139,000 円に家賃額（ただし 47,000 円が上限）を加算した額未満
3 人世帯	172,000 円に家賃額（ただし 51,000 円が上限）を加算した額未満
4 人世帯	214,000 円に家賃額（ただし 51,000 円が上限）を加算した額未満
5 人世帯	255,000 円に家賃額（ただし 51,000 円が上限）を加算した額未満

5. 申請を行う月に、申請者および申請者と生計を一とする人の資産（現金、預貯金等）の合計が次の金額以下であること
（単身世帯：504,000 円 2 人世帯：780,000 円 3 人以上世帯：1,000,000 円）
6. 公共職業安定所等に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行える方
7. 自治体等が実施する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する人が受けていないこと
8. 申請者及び生計を一とする人が暴力団員でないこと

住居確保給付金の申請に必要な書類

1. 住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）、住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1A）
2. 本人確認書類（次の本人確認書類のいずれか）※同居者全員分必要
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票など
3. 離職等関係書類

＜離職、廃業後 2 年以内の方＞

離職、廃業後 2 年以内であることが確認できる書類の写し

例：離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、雇用保険受給資格者証など

※ 書類がやむを得ず整わない場合には、「離職状況等に関する申立書」を提出してください。

＜休業等による減収の方＞

やむを得ない事情により収入を得る機会が減少していることが確認できる書類の写し

例：雇用主からの休業を命じる文書、アルバイトのシフトが減少したことがわかる文書、
請負契約のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書、
個人事業主の場合は店舗の営業日や営業時間の減少がわかる文書など。
（※チラシ、ホームページやメール等の写し可）

※ 書類がやむを得ず整わない場合には、「就業機会の減少に関する申立書」を提出してください。

4. 収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

例：年金金額のわかる書類、給与明細書、預貯金通帳の記帳ページ等

5. 預貯金関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の全ての金融機関の通帳等の写し

6. 求職申込関係書類

ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し

7. 賃貸借契約書

8. 公共料金の領収証等（住所、使用量が記載されているもの）

9. 入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式 2-1 号または 2-3 号）

10. 最終家賃の支払い日時、金額がわかるもの（通帳や振込通知書等）

家賃以外の費用（住宅初期費用、生活費等）が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。

「初期費用」の用意が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金」をご相談ください。

① 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

（１）生活支援費：２人以上世帯／月 20 万円以内（単身／15 万円以内）

原則 3 か月以内（延長の場合あり）

（２）住宅入居費：40 万円以内

（３）一時生活再建費：60 万円以内

※ 貸付利子： 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

※ 償還：据置期間（最終貸付日から 6 か月以内）経過後 10 年以内

② 生活福祉資金（緊急小口資金貸付）

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付です。
10 万円以内

貸付利子：無利子、連帯保証人不要

※ 償還：据置期間（最終貸付日から 2 か月以内）経過後 12 か月以内

詳細につきましては、池田市社会福祉協議会にてお問い合わせください。

池田市社会福祉協議会 072-751-0421

池田市城南 3 丁目 1 番 40 号 池田市保健福祉総合センター 1 階

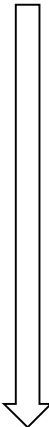
住居確保給付金申請から支給決定まで

■住宅を喪失するおそれのある方

① 住居確保給付金の申請

- 
- 申請書および必要書類を提出してください。（3ページ記載 1～8の書類）
 - 「入居住宅に関する状況通知書」（様式2-2）が交付されます。
 - 貸主または不動産業者等に「入居住宅に関する状況通知書」（様式2-2）を記入してもらってください。

② 住居確保給付金審査・決定

- 
- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
入居している住宅の不動産業者等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
 - 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。
その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付不支給決定となった旨連絡してください。

③ 住居確保給付金の支給

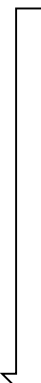
- 住居確保給付金は池田市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 支給決定後も、求職活動の報告や収入の申告をしていただく必要があります（7～8ページ「住居確保給付金受給中の義務」参照）。

■住宅を喪失した方

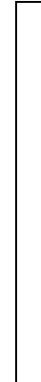
① 住居確保給付金の申請

- 
- ・申請書および必要書類を提出してください。（3ページ記載 1～8の書類）
 - ・「申請書の写し」および「入居住宅に関する状況通知書」（様式2－1）が交付されます。

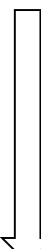
②入居予定住宅の確保

- 
- ・不動産業者等に「申請書の写し」を提示し、住居確保給付支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保していただきます。
 - ・なお、対象となるのは池田市内の住宅で、住居確保給付金の上限以内（1ページ参照）の家賃（※共益費、管理費等は含まず）の住宅に限りしますのでご注意ください。
 - ・入居可能な住宅を確保した場合には、貸主または不動産業者等に「入居予定住宅に関する状況通書」（様式2－1号）を記入してもらってください。

③追加書類の提出 および 住居確保給付金対象者証明書の発行

- 
- ・記入してもらった「入居住宅に関する状況通知書」（様式2－1）を提出してください。
 - ・審査の結果、対象者と認定された場合「住居確保給付金対象者証明書」および「住居確保報告書」（様式5）が交付されます。
 - ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨連絡してください。

④総合支援資金貸付（住宅入居費、生活支援費等）の申込

- 
- ・敷金・礼金などの入居初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会にて総合支援資金貸付をご相談ください。
 - ・その際に③で発行された「住居確保給付金対象者証明書」と不動産業者等に記入してもらった「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式2－1号）のコピーが必要になります。

⑤賃貸借契約の締結

- 
- ・交付された「住居確保給付金対象者証明書」を不動産業者等に提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

⑥入居手続きと追加書類の提出

- ご自身または総合支援資金貸付（住居入居費）により契約に必要な費用が支払われた後、不動産会社等と締結した賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居手続きを行ってください。
- 速やかに住民票の変更手続きを行ってください。
- 住宅入居後 7 日以内に「賃貸借契約書の写し」「住民票の写し」「住宅確保報告書」（様式 5 号）を必ず提出してください。

⑦住居確保給付金審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合は「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- 住居を確保している住宅の不動産業者等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。

⑧住居確保給付金の支給

- 住居確保給付金は池田市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 支給決定後も、求職活動の報告や収入の申告をしていただく必要があります（次項の「住居確保給付金受給中の義務」参照）。

住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、以下の活動をおこなってください。

なお、受給者の状態によって必要な求職活動が異なりますので、下記に沿って、必要書類の提出もれないようにして下さい。

求職活動を怠った場合、住居確保給付金の中止要件となりますのでご注意下さい。

支給決定後、常用就職（雇用契約において期間の定めのないもの、または 6 か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は届け出をしてください。

- ① 常用就職した場合は「常用就職届」（様式 6 号）をすみやかに提出してください。
- ② 「常用就職届」提出後は、収入額が分かる書類（給与明細、振込通帳等）を毎月提出してください。

■休業等で事業再生を目指す方（活動を行うことが自立の促進につながると認められる方）

① 毎月4回以上、自立相談支援機関（福祉生活相談窓口）の相談員と面談等を行うこと

※ 面談の際、活動状況を確認させていただきますので、報告書を必ずご持参ください。

少なくとも月1回は対面での面談が必要となります。その他、電話や郵送等も面談回数に含むことができます。

② 支援プランに沿った活動を実施すること

③ 収入額が分かる書類（給与明細、振込通帳等）を毎月提出すること

④ 毎月1回以上、都道府県などが認める公的な経営相談先での経営相談を行うこと

経営相談先の助言等の下、活動計画を作成し計画に基づき活動すること

相談日、担当者名、支援内容について記載し、面談等の際に、自立相談支援機関（福祉生活相談窓口）に報告してください。

⑤ 毎月1回以上、給与以外の収入を得る機会の増加を図る取り組みを行うこと

経営相談先への経営相談、売り上げ向上のための取り組み、SNS等を活用した広報活動、新商品・サービスの開発等のほか、経営向上に資するセミナー等への受講など。この取り組みは、経営相談先への相談のもと、効果的な取り組みについて助言を受け、計画的に取り組むものとする。面談等の際に、自立相談支援機関（福祉生活相談窓口）に報告してください。

■離職・廃業の方、休業等で就労等を目指す方（支給1～9か月目）

休業等で事業再生を目指す方（支給7～9か月目）

① 毎月4回以上、自立相談支援機関（福祉生活相談窓口）の相談員と面談等を行うこと

※ 面談の際、活動状況を確認させていただきますので、報告書を必ずご持参ください。

少なくとも月1回は対面での面談が必要となります。その他、電話や郵送等も面談回数に含むことができます。

② 支援プランに沿った活動を実施すること

③ 収入額が分かる書類（給与明細、振込通帳等）を毎月提出すること

④ 毎月2回以上、ハローワークの職業相談等を受けること

※ 「職業相談確認票（参考様式6-1）」にハローワークの担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印をもらい、面談等の際に、自立相談支援機関（福祉生活相談窓口）に報告してください。

⑤ 毎週1回以上、求人先へ応募または求人先の面接を受けること

※ これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告等も活用してください。面談等の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7-1）」に求人票や求人情報誌の該当部分等を添付して、自立相談支援機関（福祉生活相談窓口）に報告してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間を2回まで延長することが可能です。

(要件)

- ① 期間中に常用就職できなかった場合（常用就職したものの基準額を超えない場合も含む）
- ② 収入を得る機会が改善しない場合であって、就職の促進に必要であると認められる場合
- ③ 受給中に誠実な就職活動をおこなっていること
- ④ 世帯の収入、預貯金額が一定額以下であること

延長、再延長を希望される場合は、収入と預貯金がわかる書類等を準備し、期日までに申請手続きを行ってください。

支給額を変更できる場合があります

以下の場合は支給額を変更できる場合があります（※別途手続きが必要、ご相談ください。）

- ① 住居確保給付金対象住宅の家賃が変更された場合
- ② 収入があることから支給額が一部支給となっていた方で、受給中に収入額が減少し、基準額以下に至った場合
- ④ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、自立相談支援機関（福祉生活相談窓口）の指導により同一自治体内での転居が適当である場合。

住居確保給付金を中断する場合

- 1. 住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合、本人からの申請により、支給を中断します。
 - 2. 中断期間中、原則として毎月1回、来所による面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告等をする必要があります。
 - 3. 心身の回復により求職活動を再開できるときは、必要な手続きを行い、一定の要件を満たしていれば支給を再開できます。
- ただし、通算支給期間は、中断前と再開後を合わせて通算9か月までです。

住居確保給付金を中止する場合

次の場合は、支給を中止します。

- 誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合
- 受給中に常用就職または給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額（２ページの４に記載する金額）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- 本人の責めにより、住宅を退去した者については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することがあきらかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- 申請者及び同居の親族が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、または生活保護に至った場合は支給を中止します。
- 受給中に疾病または負傷のため住居確保給付金を中断した場合で、中断を決定した日から２年を経過した場合は支給を中止します。
- 就職活動を怠るほか、中断期間中に、毎月１回の面談等による報告を怠るなど、住居確保給付金受給中の義務（７～８ページ参照）を果たさない場合は支給を中止します。
- 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは支給を中止します。

なお、支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金を徴収する場合

本給付の受給中に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額または一部について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の受給も中止することとなります。

住居確保給付金を再支給する場合

下記条件を満たし、住居確保給付金の支給要件（２ページの１～８）に該当する場合は、再支給で
ることがあります。

１．従前の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過し、いずれかを満たしている場合

- ・住居確保給付金の受給期間の終了後に、常用就職又は給与以外の業務上の収入を得る機会
が増加し、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された場合
- ・その他事業主の都合による離職・廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合に
よるものを除く）した場合
- ・住居確保給付金の支給終了後、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加等により、収入
基準額以上の収入があった月があり、現在、就業している個人の給与その他の業務上の収
入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少している場合

２．なお、解雇の事実を確認するために、解雇通知や離職した就労先の雇用契約書の提出が必要と
なる場合があります。

３．過去に複数回の支給決定を受けている場合は、「受給期間の終了」は「直前の支給終了後」を
いいます。また、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をい
います。

お問い合わせ先

福祉生活相談窓口 （池田市役所健康福祉部生活福祉課）

TEL 072 (752) 1316 FAX 072 (752) 5234

受付時間 午前 9 時～午後 5 時



申請の際は事前に福祉生活相談窓口までご連絡いただき、必ず予約をお取りください。